5．法令等に基づき、又は労働金庫連合会及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

⑴　計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

⑵　当該吸収合併に要した支出額及びその科目名

7．当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。

⑴　計算書類に含まれる吸収合併消滅金庫の業績の期間

⑵　吸収合併消滅金庫の取得原価及びその内訳

⑶　負ののれん発生益の金額及び発生原因

8．総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

9．その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第百十五条に規定する説明書類の記載事項は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○農林水産省・内閣府令第一号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日　　内閣総理大臣　菅　直人
農林水産大臣　鹿野　道彦

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省・内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第二号ロ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　包括利益

別紙様式第十号目次中「連結損益計算書」を「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」に改め、同様式目次記載上の注意３の次に次のように加える。

4　この様式中、第２の３「⑴連結損益計算書」及び「⑵連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、第２の３「⑶連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

別紙様式第十号第１の１記載上の注意中「以下同じ。」を「以下この様式において同じ。」に改め、同様式第２の１⑶を次のように改める。

⑶　連結される子会社（農林中央金庫法第24条第３項に規定する子会社をいう。）及び子法人等（農林中央金庫法施行令第８条第２項に規定する子法人等（同法第24条第３項に規定する子会社を除く。）をいう。）の事業年度等に関する事項

別紙様式第十号第２の１⑷を削り、同様式第２の１⑸中「連結調整勘定」を「のれん」に改め、同様式第２の１中⑸を⑷とし、⑹を⑸とし、同様式第２の２中「ソフトウェア」を「ソフトウェアのれん」に、「再評価に係る繰延連結調整勘定」を「再評価に係る繰延税金負債」に、「再評価に係る繰延税金資産調整勘定」を「再評価に係る繰延税金資産」に、「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第２の３を次のように改める。

3　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度（　年　月　日から　年　月　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

⑴　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息及び買入手形利息	
買現先利息	
債券貸借取引受入利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
預金利息	
譲渡性預金利息	
短期農林債利息	
農林債利息	
借用金利息	
コールマネー利息及び売渡手形利息	
売現先利息	
債券貸借取引支払利息	
コマーシャル・ペーパー利息	
社債利息	
その他の支払利息	